

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月5日

【会社名】 株式会社AKIBAホールディングス

【英訳名】 AKIBA Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 下津 弘享

【本店の所在の場所】 東京都中央区築地二丁目1番17号

【電話番号】 03(3541)5068

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 五十嵐 英

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区築地二丁目1番17号

【電話番号】 03(3541)5068

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 五十嵐 英

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年4月5日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき提出いたしました、株式交換に係る臨時報告書の記載事項について、一部に訂正すべき事項が生じたため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

#### 1．株式交換の決定

- (1) 当該株式交換の相手についての事項
- (3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容
- (4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等
- (5) 算定機関との関係

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 2【報告内容】

## 1. 株式交換の決定

## (1) 当該株式交換の相手についての事項

(訂正前)

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	iconic storage株式会社
本店の所在地	東京都中央区築地二丁目1番17号
代表者の氏名	代表取締役社長 永木 秀明
資本金の額	21百万円(平成28年3月31日現在)
純資産の額	6百万円(平成27年5月31日現在)
総資産の額	25百万円(平成27年5月31日現在)
事業の内容	コールセンター事業 システム開発事業 コンサルティング事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成25年5月期	平成26年5月期	平成27年5月期
売上高	14,584千円	16,424千円	70,647千円
営業利益又は 営業損失( )	117千円	16千円	666千円
経常利益又は 経常損失( )	118千円	26千円	889千円
当期純利益又は 当期純損失( )	1千円	166千円	558千円

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成28年3月31日現在)

大株主の氏名	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
永木 秀明	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、 <u>当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。</u>
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、 <u>当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</u>
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、 <u>当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</u>

(訂正後)

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	iconic storage株式会社
本店の所在地	東京都中央区築地二丁目1番17号
代表者の氏名	代表取締役社長 永木 秀明
資本金の額	21百万円(平成28年3月31日現在)
純資産の額	36百万円(平成28年5月31日現在)
総資産の額	76百万円(平成28年5月31日現在)
事業の内容	コールセンター事業 システム開発事業 コンサルティング事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成26年5月期	平成27年5月期	平成28年5月期
売上高	16,424千円	70,647千円	242,976千円
営業利益又は 営業損失( )	16千円	666千円	37,010千円
経常利益又は 経常損失( )	26千円	889千円	38,091千円
当期純利益又は 当期純損失( )	166千円	558千円	14,169千円

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成28年8月5日現在)

大株主の氏名	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
(株)AKIBAホールディングス	51.00%
永木 秀明	49.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、アイコニックの発行済株式の51.00%を保有しています。(平成28年8月5日現在)
人的関係	当社の取締役6名のうち3名が、アイコニックの取締役を兼務しております。また、当社の監査役1名が、アイコニックの監査役を兼務しております。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

(訂正前)

株式交換の方法

当社を完全親会社、アイコニックを完全子会社とする株式交換であります。アイコニックの株主には、本件株式交換の対価として、当社が新規に発行する当社株式を割り当ていたします。

なお、本件株式交換は、完全親会社となる当社については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、完全子会社となるアイコニックについては平成28年8月30日開催予定の臨時株主総会において承認を受けたうえで、平成28年8月31日を効力発生日として行う予定であります。

株式交換に係る割当ての内容

本件株式交換に係る割当ての内容につきましては、確定次第公表いたします。

## その他の株式交換契約の内容

本件株式交換契約の内容につきましては、確定次第公表いたします。

(訂正後)

## 株式交換の方法

当社を完全親会社、アイコニックを完全子会社とする株式交換であります。アイコニックの株主には、本件株式交換の対価として、当社が新規に発行する当社株式を割り当ていたします。

なお、本件株式交換は、完全親会社となる当社については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、完全子会社となるアイコニックについては平成28年8月30日開催予定の臨時株主総会において承認を受けたうえで、平成28年8月31日を効力発生日として行う予定であります。

## 株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	アイコニック (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容 (株式交換比率)	1	295.90
株式交換により 交付する株式数	普通株式 218,078	

(注) 株式の割当比率

アイコニックが発行する普通株式(以下「アイコニック株式」といいます。)1株に対して、当社普通株式295.90株を割当て交付します。ただし、効力発生日(平成28年8月31日)時点において当社が保有するアイコニック株式767株については、本株式交換による株式の割当は行いません。

## その他の株式交換契約の内容

## a. 株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所

(株式交換完全親会社)

商号：株式会社AKIBAホールディングス

住所：東京都中央区築地二丁目1番17号

(株式交換完全子会社)

商号：iconic storage株式会社

住所：東京都中央区築地二丁目1番17号

## b. 株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て

iconic storage株式会社の普通株式1株につき、当社普通株式295.90株

## c. 株式交換完全親会社の増加すべき資本金及び準備金の額

資本金の額 0円

資本準備金の額 会社計算規則に従い甲が定める額

利益準備金の額 0円

## d. 株式交換の効力発生日

平成28年8月31日とする。但し、本株式交換にかかる手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

## (4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(訂正前)

アイコニックの株式価値について

当社は、アイコニックの株式について、平成28年4月1日付で同社株式の約51%を取得するに際して交付される金銭の額を決定するにあたり、その公正性及び妥当性を確保するため、当社から独立した第三者算定機関を選定し、アイコニック株式に係る株式価値算定を依頼しております。

第三者算定機関は、アイコニックの1株当たりの株価について、類似会社比較法とディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます）を採用し、両者の折衷法にて算定を行っております。

株式価値の算定方法としては、市場株価法、類似会社比較法、DCF法、簿価純資産法など、種々の方法があり、それぞれ特徴があります。本件では、アイコニックが非上場会社であることから市場株価法を、また、対象会社は近年配当を行っている実績はなく、安定的な配当を予測できないことから、配当還元法を不適当と判断しています。よって、簿価純資産法・時価純資産法、類似会社比較法またはDCF法の採用が考えられましたが、アイコニックは特異なビジネスモデルではなく、広く一般的に認知されているビジネスモデルであり、また、安定的な利益を獲得できる見込みであることから、ネットアセットアプローチは不適当であり、類似会社比較法とDCF法の折衷法を採用することといたしました。

類似会社比較法とDCF法の折衷法により算定されたアイコニックの普通株式の1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

評価手法	算定結果
類似会社比較法とDCF法の折衷法	60,070～61,325円

但し、第三者算定機関は、アイコニックの株式価値算定に際して、アイコニックから提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則そのまま採用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、第三者算定機関は、アイコニックの資産及び負債（簿外債務、その他の偶発債務を含みます）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、アイコニックの財務予測については、アイコニックの経営陣より現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、第三者算定機関が提出した株式価値の算定結果は、本件株式交換における交換対価の公正性について意見を表明するものではありません。

上記の算定結果を受け、アイコニックの将来計画について当社において独自に精査するとともに、アイコニックとも慎重に協議した結果、本件株式取得時点におけるアイコニックの株式価値は1株当たり56,516円といたしました。

#### 当社の株式価値について

対価として交付する当社の株式価値につきましては、当社が上場会社であることを勘案し、効力発生日前に必要とされる所定の事務対応期間を設け、その直前の一定期間における市場株価方式によって算出いたします。

#### (訂正後)

##### アイコニックの株式価値について

当社は、アイコニックの株式について、平成28年4月1日付で同社株式の約51%を取得するに際して交付される金銭の額を決定するにあたり、その公正性及び妥当性を確保するため、当社から独立した第三者算定機関を選定し、アイコニック株式に係る株式価値算定を依頼しております。

第三者算定機関は、アイコニックの1株当たりの株価について、類似会社比較法とディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます）を採用し、両者の折衷法にて算定を行っております。

株式価値の算定方法としては、市場株価法、類似会社比較法、DCF法、簿価純資産法など、種々の方法があり、それぞれ特徴があります。本件では、アイコニックが非上場会社であることから市場株価法を、また、対象会社は近年配当を行っている実績はなく、安定的な配当を予測できないことから、配当還元法を不適当と判断しています。よって、簿価純資産法・時価純資産法、類似会社比較法またはDCF法の採用が考えられましたが、アイコニックは特異なビジネスモデルではなく、広く一般的に認知されているビジネスモデルであり、また、安定的な利益を獲得できる見込みであることから、ネットアセットアプローチは不適当であり、類似会社比較法とDCF法の折衷法を採用することといたしました。

類似会社比較法とDCF法の折衷法により算定されたアイコニック社の普通株式の1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

評価手法	算定結果

類似会社比較法とDCF法の折衷法

60,070～61,325円

但し、第三者算定機関は、アイコニックの株式価値算定に際して、アイコニックから提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則そのまま採用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、第三者算定機関は、アイコニックの資産及び負債（簿外債務、その他の偶発債務を含みます）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、アイコニックの財務予測については、アイコニックの経営陣より現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、第三者算定機関が提出した株式価値の算定結果は、本件株式交換における交換対価の公正性について意見を表明するものではありません。

上記の算定結果を受け、アイコニックの将来計画について当社において独自に精査するとともに、アイコニックとも慎重に協議した結果、本件株式取得時点におけるアイコニックの株式価値は1株当たり56,516円といたしました。

そして、本件発表日から本日までの間において、アイコニックの今後の業績見込み及び財政状態を大きく変動させるような事象が発生しなかったことから、本株式交換におきましても、株式取得時と同じ株価を採用いたしました。

#### 当社の株式価値について

対価として交付する当社の株式価値につきましては、当社が上場会社であることを勘案し、効力発生日前に必要とされる所定の事務対応期間を設け、その直前の一定期間における市場株価方式によって算出いたします。

#### (5) 算定機関との関係

##### (訂正前)

第三者算定機関に委託して算定を進めております。 第三者算定機関は、当社及びアイコニックの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

##### (訂正後)

第三者算定機関は、当社及びアイコニックの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。